



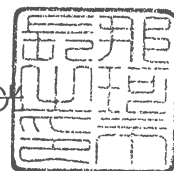
那珂市告示第144号

公 示 送 達 書

次の送達書類は、地方税法第20条の2第1項の規定に基づき公示送達します。
なお、送達すべき書類は市長が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付します。

令和8年8月18日

那珂市長 先 崎



当初発布日	送達を受けるべき書類	送達を受けるべき者	
		住（居）所・所在地	氏 名
令和8年8月5日	令和8年度介護保険料特別徴収開始通知書		山田 史子

（注）地方税法第20条の2第3項の規定に基づき、この公示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。